No.1 ○豊明市議会定例会会議録（第3号）

平成19年9月5日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏　議員	2番	近 藤 郁 子　議員
3番	中 村 定 志　議員	4番	杉 浦 光 男　議員
5番	榊 原 杏 子　議員	6番	山 盛 左千江　議員
7番	三 浦 桂 司　議員	8番	平 野 龍 司　議員
9番	山 田 英 明　議員	10番	村 山 金 敏　議員
11番	石 橋 敏 明　議員	12番	伊 藤 　清　議員
13番	前 山 美恵子　議員	14番	一 色 美智子　議員
15番	松 山 廣 見　議員	16番	平 野 敬 祐　議員
17番	安 井 　明　議員	18番	堀 田 勝 司　議員
19番	矢 野 清 實　議員	20番	坂 下 勝 保　議員
21番	月 岡 修 一　議員	22番	石 川 清 康　議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治　君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴　君
庶務担当係長	深 谷 義 己　君	議事担当係長	成 田 　宏　君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市　　長	相 羽 英 勝　君	副 市 長	石 川 源 一　君
教 育 長	青 木 三 芳　君	会計管理者	野 村 義 二　君
企画部長	宮 田 恒 治　君	総務部長	山 本 末 富　君
市民部長	後 藤 　学　君	健康福祉部長	寺 嶌 正 男　君
経済建設部長	山 崎 　力　君	消 防 長	近 藤 和 則　君
教育部長	野 田 　誠　君	総務部次長兼総務課長	平 野 　隆　君
市民部次長兼環境課長	柴 田 二三夫　君	健康福祉部次長兼高齢者福祉課長	濵 嶌 義 和　君

経済建設部次長 兼下水道課長	高 橋 芳 行 君	企画政策課長	横 山 孝 三 君
財政課長	加 藤 隆 之 君	監査委員事務局長	近 藤 伸 之 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

平野 龍司 議員

近藤 郁子 議員

前山美恵子 議員

杉浦 光男 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に8番 平野龍司議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○8番(平野龍司議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきますが、その前に1つだけ、皆さん方にお知らせをしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

10 月 14 日に私の地元、大脇の神明社におきまして、県の無形文化財の大脇梯子獅子が行われます。先月ですか、友好自治体の上松町を訪問した際に、お祭りを通じてお互いの住民同士の交流ができないかというような提案をさせていただきました。そして、その夜の懇親会の席で、上松町の議員数名から、大変興味を示していただきまして、質問もいただきました。その後、先日になって連絡をいただきまして、今回のお祭りをぜひ見てみたい

というお話がありまして、当日、まだ人数はわかりませんけれども、こちらの方に上松町の方からお越しになるということでございます。
　議員の皆様方も、写真とか映像とかでご存じの方がほとんどだと思いますが、実際に現地を見ていただきまして、豊明市を代表する伝統文化を肌で感じていただきまして、皆さん方の今後の活動に生かしていただきたいというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。
　今年４月まで、私もこの保存会の会長を8年間やっておりましたので、説明、ご案内をさせていただきたいと思いますので、ぜひお越しください。よろしくお願いいたします。
　それでは、本題に入りまして、質問をさせていただきます。
　初めに、桜ヶ丘沓掛線の内山地区の早期着工、早期開通についてお尋ねしたいと思います。
　現在、工事が中断しております桜ヶ丘沓掛線の内山地区は、残り区間がおよそ三百数十メートル、70 メートルぐらいだと思います。今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。
　現在は内山地区で行きどまりになっておりますので、西町内、曹源寺の方ですね、あちらの方に向かう車が非常に多いということで、特に通勤時間帯、朝のラッシュ時には道路が狭いということもありまして、非常に混雑をしているということで、運転手同士のトラブルも非常に多いと聞いております。
　また、近くの住民の方も、車で道路に出ようと思っても大変渋滞していて、道路に出られないというような状況が続いております。
　また、この道路は中学生、高校生、小学生の通学道路にもなっております。道路が狭いということもありまして、車はスピードを余り出しておりませんので、大きな事故はありませんが、いつ大きな事故が起きるとも限りませんので、こうしたことをなくするためにも、一刻も早くこの桜ヶ丘沓掛線の開通をお願いしたいと思います。
　そこで、次の３点についてお尋ねしたいと思います。
　現在、工事が中断している理由は何か。
　2番目としまして、道路用地の取得状況、現況はどうなっているのか。また、今後のめどはどうかということをお尋ねしたいと思います。
　3つ目に、道路の着工、開通はいつごろになるかというような、以上、３点を明確にわかりやすくご説明をお願いしたいと思います。
　次に、「とよあけ一番星」運動の展開について。
　この名称につきましては、私が勝手につけましたので、この名前にはこだわっておりません。
　先の会派研修視察で、九州の玉名市と福岡県大川市、それと福岡市の３市を訪問いたして、いろんなことを体験し、勉強させていただきました。他市の行政を視察することによって、この豊明市にはない企画や取り組んでいる事業、またそれに対しての課題とか問題

点、そういったことを直接担当者からお話を聞いたり、また現場を見学して、非常に私にとっては勉強になりました。こうしたことに今後もどんどん参加して、議員としての資質向上に努めたいというふうに思っております。

そこで今回、視察した中で玉名市が行っている「玉名 21 の星」運動を紹介したいと思います。

玉名市は熊本県北西部に位置しておりまして、平成 17 年に1市3町で合併をいたしました。人口は7万 1,800 人ほどで、農産物ですとか水産物が主な産業です。夏目漱石の小説、「草枕」の舞台となったところでも有名な場所でございます。

ここで展開されております「玉名 21 の星」運動、これは市内に 21 の小学校がございまして、各小学校区ごとに事業を企画し展開しております。そういったことに行政がバックアップして、一つの事業に対して4年間を一つの区切りとしております。最初の1年目は、地域の役員を選ぶ、そして事業内容を決定するという1年です。2年目からの3年間で、その事業を完成させて、その後5年目からは事業を展開していく維持費を一定額補助していくというシステムでございます。

こういった事業に対しては、予算もかかることでございます。しかしながら、それぞれ地域の輪が広がり活性化され、地域が元気になれば、市全体が元気になっていくというような考え方で取り組んでいる事業でございます。こうした事業を、豊明市でも何らかの形で取り入れられないかというふうに考えます。

私自身、観光協会の理事を務めており、その中でいろいろな課題が出ておりますが、現在の豊明市には観光施設、そういったものが余り見受けられない。市外からお客さんが来ても、どこへご案内したらいいかと迷うような状態だと思います。観光施設というのは、既存にあるものではなく、自分たちでつくっていくものだというふうに考えます。

例えば、これは一つの例ですが、「花のまち豊明」を前面に押し出して、各地域、この区割りは小学校区でもよろしいですし、行政区でもいいと思います。公園とかお寺、また空き地等を利用して、その地域の特色を生かした花づくり、まあ梅の花の地域ですとか、桜の花の地域、フジの花、ボタンの花、いろんな特色のある地域ができてくると思います。

四季を通じていろんな場所で楽しめるのではないかと思います。そうした地域を生かした、豊明で自分の地域は一番星だというようなことを目指して、活動を推進していただいたらいいのではないかと思います。

そういうことで、地域住民の輪を広げ、活力ある地域をつくり、市外からもたくさんのお客さんにお越しいただけるような、そういった活気あるまちをつくり、地域の活性化を図り、元気なまちづくりをしたらどうかというふうに考えます。市当局の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上で壇上での質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

No.4 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.5 **○経済建設部長（山崎　力君）**

ただいまの質問に対してご答弁を申し上げますが、内山地区におきましては朝夕、市道の大脇舘線が渋滞していることは承知をしております。

地域の皆様方には通勤時にご迷惑をかけているということでございますが、桜ヶ丘沓掛線の内山地区は、第1工区といたしまして、平成 16 年度に名四国道の拡幅に伴い、跨道橋あるいは高架橋等を含む整備によりまして、約 250 メートルほどでございますが、供用開始をさせていただきました。現在は第2工区に着手しておりますが、この工区は高低差が非常に大きゅうございます。工法等、内容を十分検討する必要もございまして、これは最も工事費がかさむ工区というふうに考えております。

現在は用地の再取得、これは開発公社からの買い戻しでございますが、これに努めておりまして、すべての用地を取得後に引き続き工事に着手する考えでございます。したがって、事業といたしましては、現在も継続をしております。

次に、道路用地の取得状況でございますが、第2工区では全体で約 7,300 平方メートルの用地が必要でございまして、そのうち土地開発公社の取得分も含めますと、約 3,700 平方メートルの取得となっておりまして、約 51％になります。

今後につきましては、財政的に買い戻しも厳しい状況でございます。したがって、現在は新規の買収は行っておりませんが、工事につきましては、すべての用地を取得してからと考えております。このような状況から、事業は市の財政状況を考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目のご質問でございますが、「とよあけ一番星」運動の展開ということでございます。

市の発展や活気は、地域の活性化が必要不可欠であるというふうには認識をしております。特に、若い世代の参加や地域のリーダーの存在が必要であると思っております。

新たな観光資源や特産品などを創出することは、活性化の手段の一つでありまして、お話のあったような「花のまち豊明」についても、第4次総合計画に掲げてございます。議員がお話になられたように、花文化を前面に出した展開ができればというふうには考えております。そのためには事業者、生産者、市民等が一体となって仕掛けていくことが重要であります。

市といたしましては、観光協会あるいは商工会、または地域の皆様方と協力をしながら、活性化に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、提案されたことについては、今後の大きな課題というふうに考えておりまして、先進地の事例等を十分研究させていただきたいと思っております。

終わります。

No.6 **〇議長（堀田勝司議員）**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.7 **〇8番（平野龍司議員）**

１番目の桜ヶ丘沓掛線につきまして、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

ただいまの答弁をお聞きいたしますと、６月議会におきまして公社から発表がありました用地取得面積と、ほぼ同じ結果であると思います。

この用地取得についても納税猶予等の土地があり、なかなか今までの展開は難しかったというふうには思います。そういったことも解けまして、今後は取得できる状況になったかと思いますが、市の財政が厳しいからできないというようなお答えでございますが、そういったことでいきますと、市の財政が好転するまではあのまま放置しておく、ほっておかなきゃ仕方がないというようなお考えでしょうか、お願いします。

No.8 **〇議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.9 **〇経済建設部長（山崎　力君）**

財政状況ももちろんそういったことでございますが、市の展開といたしましては、今置かれている状況、それから世の中の動向等を十分見きわめながら、また豊明市としてどういった展開をしていくかということも十分考慮しながら、展開を進めてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.10 **〇議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.11 **〇8番（平野龍司議員）**

開発公社の方ですが、今年度は事業計画はなしというふうに６月議会のときにお聞きいたしました。この事業計画の変更、土地取得の予定というようなもの、また地主との交渉、あと残り3軒だと思います。そういった地主との交渉は今後進めていく予定があるのかどう

か、お聞きいたします。お願いします。

No.12 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.13 **○経済建設部長（山崎　力君）**

先ほど申し上げましたように、現在非常に厳しい財政状況でございますので、最優先といいますか、公社からの買い戻しをまず行ってまいりたい。これは市の財政計画と合わせながら実施をしてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.14 **○議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.15 **○8番（平野龍司議員）**

あそこの土地の道路用地の取得について、先ほど約 51%ということをお聞きしたのですが、それをどの部分というか、図面でお示しいただくことはできますでしょうか。

No.16 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.17 **○経済建設部長（山崎　力君）**

今、この場でお示しすることはできませんが、所管の方では十分お示しすることができますので、よろしくお願いいたします。

No.18 **○議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.19 **○8番（平野龍司議員）**

市の苦しい財政状況でわからないこともないと思いますが、あそこの道路が開通することによって、市全体の車の流れもよくなるし、地域の住民の皆さんの迷惑も解消するかと

いうふうに思っておりますので、一日も早く開通させていただきたいというふうに思いますが、最後に相羽市長にお聞きしたいと思いますが、この道路の件に関しての市長のお考えをお聞きしたいと思いますので、お願いします。

No.20 **○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

相羽市長。

No.21 **○市長(相羽英勝君)**

今、具体的な桜ヶ丘沓掛線についてご質問がありましたけれども、基本的な考え方として、道路というのはやはり安全性、それから便宜性、それから地域住民の方のご理解とご協力、それからもう一つは広域性ということがあるんですけれども、例えば隣の大府市とか、それからもう一つは国道との関係ですね、国道1号線あるいは旧国道の関係。ただ、あそこの道路を通せばいいというだけじゃなくして、もう一つ通すことによって、それを確保することによって、新しいまた課題が出てきます。

例えば今、西尾信用金庫のところの信号機だとか、旧国道の信号機、それから1号線、こういう問題と、もう一つの側面は財政的な面がございます。財政的な部分につきましても、私が申し上げているようにすべての事業というのは総点検をしたいというふうに思っております。そして、できるだけ可能な限り、いろんな面を考慮しながら、事業については優先順位をつけてやっていきたいというように考えております。

したがって、議員のご要望については、あるいはまた地元の方のご要望については、私も十分承知をしておりますので、今後もう少しお時間をいただきながら、この件はとまっているというお話でしたけれども、とまってはいません。とまってというのは、中止しているということではありませんので、多少足踏みをしているというご理解があるかもしれませんけれども、そういうことではないということを申し上げておきます。

以上でございます。

No.22 **○議長(堀田勝司議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.23 **○8番(平野龍司議員)**

いろいろ明快なお答え、ありがとうございました。

先ほども言いましたように、市の財政も厳しい折、なかなか大変かと思いますが、何らか

の方法を考えて、市ができなければ県・国なりにもう少しお願いをして、何とか一日も早く通していただきたいと、道路を完成させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「とよあけ一番星」運動についてですが、先ほども言いましたように、これは私が勝手に名前をつけたものでございますので、この名前にはこだわっておりません。

それで、確かにこれもお金がかかることでございますので、すぐにできるものではないかと思いますが、何せ地域住民の活性化というか、そういった方に重点を置いて、ご提案を申し上げたわけでございますので、地域が元気になれば市も元気になるという考え方で、これは玉名市が展開した運動の報告書がございますので、もし参考になるようでしたら、またごらんいただきたいというふうに思います。

この件に関しましては、おいおい各担当の課で検討していただければ結構だというふうに思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

No.24 **○議長（堀田勝司議員）**

これにて、8番　平野龍司議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前10時29分休憩

午前10時39分再開

No.25 **○議長（堀田勝司議員）**

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番　近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.26 **○2番（近藤郁子議員）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問をさせていただく前に、４月に当選させていただいて以来、住みやすいまちをつくるという大前提のもと、市民サービスという究極のサービス業に携わる者として、いろいろな経験、勉強をさせていただいております。大切な市税を使っての勉強ですから、決してむだにすることなく、市民の代表として、そのような機会をいただいたことを心して、市民サービスに生かせるように努力していく所存でございます。

ここで、評価すべき市民サービスを一つ、ご紹介したいと思います。

所得税において、平成 17 年度申告分より老年者控除がなくなったことにつきましては、ご存じのことと思いますが、そのため今まで非課税だった方の中で 28 名の方が課税され

ることになったそうです。その中の大半が要支援２以上の介護認定者で、この控除がなくなったことで直接介護保険にかかわることはないそうですが、高齢者福祉課の窓口で対応する職員の皆さんには、日ごろより接してきた高齢市民の切実な状況がわかるため、このままではいけないと係だけでなく、課の中で相談し、次に税務課と相談し、ある申告をすれば年金が 124 万 9,999 円以下の方々は救える方法があることを探し出し、16 名の方が該当されたそうです。これについては、国からも県からも指導があったわけでなく、該当された方の顔が一人ひとり浮かんだ豊明市職員の底力だったと思います。

以前より、いわゆるガラス張りの市政であってほしいというたくさんの市民の声を聞いてまいりました。これは私自身もそうですが、自分たちが住んでいるまちに興味があり、大事に考え、自分たちも参加し、考えていきたいと願う気持ちのあらわれですから、できる限りわかりやすい言葉で本市の現状を伝えていくことも大切な役割だと思っております。

今回、一般質問をさせていただくに当たり、必ずたくさんの市民の皆さんの顔が浮かぶような質問をしていきたいと思っております。では、質問を始めさせていただきます。

初めに、認知症予防について質問いたします。

認知症も介護に終わらず、予防する時代になり、各県市町それぞれの見地で取り組みが始まっております。この７月、その先進ともいえる事業を行っている福岡県大川市の老人施設、永寿の郷を視察し、尊厳を持って寿命を全うするために介護はなされるものと痛感いたしました。永寿の郷の認知症予防の取り組みは、NHKスペシャルでも放送されましたので、ご存じの方もいらっしゃることと思います。

学習療法という前頭前葉の働きを活発にし、認知症を改善しようとする療法を取り入れ、東北大学の研究グループと科学的に実証したことで、全国的に注目されております。

永寿の郷では、以前は床ずれをつくらないことを職員の合い言葉にして、ほったらかしにはしない介護をしてきたことには自信があったそうですが、認知症のケアとして学習療法を実践し、生きがいを持つことで認知症のケアができるとわかったそうです。

寝たきりで意思の疎通が難しいと思っていた方が、学習することに意欲を持つことがあるかということに、本当なのか半信半疑でしたが、実際に脳梗塞を発病され、高齢であることも重なって寝たきりを余儀なくされようとしていた方が、学習療法により車いすではありましたが、言語能力も字を書く力も復活されていたのには驚かされました。認知症予防にはさまざまな方法があると思いますが、学習療法が効果的であれば、認知症になる前の「脳の健康教室」から、ぜひとも本市でも取り組んでみてはいかがでしょうか。

そこで、本市では予防に関してどのような考えを持って取り組んでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

続きまして、勅使池整備事業について伺います。

平成 14 年度より、県の事業として行われている勅使池の整備は、二村山から勅使グラウンドに続く緑あふれる市民の憩いの場所になるべく、整備が行われております。自然を守り、自然を生かした自然の公園の誕生に市民の期待も大きなものになっていることと思

います。完成すれば市内だけではなく、市外からの多くの方が来場することになると思われますが、その際の周辺道路からエントランスゾーンまでの道路について伺います。

①案内板等はつくる予定がありますか。

②その周辺の道路整備は予定されていますか。

続いて、市民の足として慣れ親しんでいるひまわりバス事業について質問いたします。

以前は高齢者の無料パスが発行され、無料であることの証明が確固なものでありましたが、無料パス発行自体に経費がかさみ廃止されたことで、運賃の支払い対象者があいまいになっております。そのため、乗客より運賃を払うべき人が払っていないなどの声があり、今後不満を引き起こすことになれば、せっかくの市民サービスが意味のないものになりかねません。

市民が気持ちよく利用するためには、やはり無料証明パスが必要と考えますが、最少経費で発行するために、例えば高齢者福祉課の 65 歳になる方に送付する介護保険証と同封するなど連携して経費を抑え、パスを発行することはできませんか。

あわせて、ひまわりバス事業の今後の取り組みについてもお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.27 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

寺嶌健康福祉部長。

No.28 **○健康福祉部長（寺嶌正男君）**

認知症予防についてのお尋ねにお答えいたします。

尊厳を持って最後まで自分らしく人生を全うするというのは、これはだれもが望んでいることでありますが、ここで議員がおっしゃったように問題になっているのは認知症ということで、認知症は老後の最大の不安となって、これから超高齢化社会を迎えるわけでございますけれども、その最も重要な課題の一つであると思っております。

認知症はだれにも起こり得る脳の病気に起因するものであって、特に 85 歳以上の方については、４人に１人というようなデータも出ているわけでございます。現在、全国には 170 万人ほどの認知症の患者が見えるということで、今後団塊の世代等が高齢化になってまいりますと、20 年後には倍増するのではないかというようなデータも出ております。

そこで、認知症予防のための学習療法を導入してはどうかというお尋ねでございますが、認知症予防はいろいろな予防方法があるわけですけれども、その一つのご提言として受けとめたいというふうに思っております。

認知症の予防については、先進的な自治体ではその予防教室が試行されておりまして、例えば愛知県内ですと北名古屋市、以前の師勝町ですね、そこの回想法教室が有名でございます。また、幸田町では金子式の予防教室などが実施されているということです。

ご提案の福岡県大川市の社会福祉法人永寿会が実施している学習療法もその一つかなと思います。

議員がおっしゃったように、本年2月 25 日のNHKスペシャルを、ちょうど私も機会がありまして見させていただきました。半年前のことなものですから、余り十分な記憶がありませんけれども、高齢者の予防療法の実践例を紹介してみえました。約 80 人ほどが入所している施設で、実際には 10 年ぐらいですけれども、5年間の実践報告ということでテレビでは放映してみえました。コミュニケーションを上手にするということで、目を合わせていく。当初の予想を超えた成果があった。高齢者でも脳を鍛えることができるということで報告されておりました。

特に、議員も現場を見て紹介されたのではないかと思いますけれども、105 歳の女性の学習効果も報告されておりました。学習は根気よくする。歩行練習をするなり、それから議員もプロでございますけれども、声を出すということで、それが笑顔になっていくという実践の事例を紹介しておりました。

前頭前葉はコミュニケーションをつかさどっているということで、行動や感情を制御しているということで、職員が力を合わせて声かけをする、積極的に視線を合わせていくというような顔の見える人間関係、名前を覚えていただくというようなことで、相手の目を見て会話ができるようになってくるということで、脳は何歳からでも鍛えられるというような実践報告であり、現在もお年寄りたちが挑戦をしているということで放映されておりました。

本市での取り入れということでございますけれども、老人福祉センターでは今、介護予防という形でいきいきサービスを実施しておりまして、その中でもいろんな学習療法に準じたようなやり方もしております。最近ですと、よく議員もご存じだと思いますけれども、大人のぬり絵ですか、そういうことで、子どもに返ってぬり絵の療法なども若干取り入れているということで、ぬり絵と合わせて昔の音楽なども流しながら回想していただいたり、いろいろと工夫はしております。

例えば、春ですと春の七草とか、今ですと秋の七草などを、ハギ、ススキ、キキョウ、ナズナ、クズとか、いろんな名前などをぬり絵の中から選んでいただいて、後は描いていただく。例えば、クズはどんなような花であるとか、色であるとか、キキョウはどんな花だったかな、だれかに聞こうかなというようなことを言いながら、いろいろと和やかにそういう学習をしていただくということも実施しております。

ただ、いろいろと科学的な根拠というようなことは、なかなか難しい面がありますけれども、日々の中でいろいろと実践をしていくということが大切かなと思っております。

いずれにしましても、本市の認知症予防は介護予防の視点からも重要な課題であるというような認識をしておりますので、今後もいろいろと勉強をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

No.29 **○議長（堀田勝司議員）**

山崎経済建設部長。

No.30 **○経済建設部長（山崎　力君）**

勅使池整備事業についてご答弁をさせていただきたいと思います。

勅使池の整備事業は議員も申されたように、自然を生かした市民の憩いの場となるような事業計画でございまして、平成 14 年に県の方で採択をしていただきまして、現在第１期事業ということで 19 年度まで、今年度でございますが、約６億 7,300 万円ほど費やしまして、整備を進めているところでございます。

第２期事業も、引き続いて平成 24 年度までに採択をしていただくということが、ほぼといいますか、確定をしておりまして、事業の内容につきましては、今までも地域の皆様方のいろんなご意見を反映させていただきながら、変更も含めてやってまいりました。第２期事業についても、十分ご意見を反映させていただきながら整備を進めてまいりたい、県の方に要望をしてまいりたいというふうに考えております。

そこで、議員のご質問のように、今年エントランスゾーンができるわけですが、そういったところで少し奥まったところにあるので、非常にわかりにくいのじゃないか。そういうことによって案内板を設置してはどうですかということでございますが、現時点では案内板を設置するということは、県の方で聞いておりませんので、今おっしゃられるように、地理的にちょっとわかりにくい場所にあるというようなこともございますので、これは案内板ができるように要望をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、周辺道路の整備予定はということでございますが、アクセス道路の整備といたしましては市道大根若王子線、これは今勅使会館のところで、ちょうど行きどまりのような形になっておりますが、その勅使会館の東側といいますか、水路との間に道路を設けまして、エントランスゾーンまで約 300 メートルでございますが、整備の計画をしております。これは今年度のエントランスゾーンを含めた工事の中にございますので、進めてまいりたい。

それから、県道春木沓掛線からのアクセス道路としては、市道沓掛北 129 号線がございますが、これは今現道を利用していただくというふうに考えております。

それから、ひまわりバスの方でございますが、ひまわりバスは公共施設の巡回バスということでスタートさせていただきました。これは平成 11 年 11 月に試行させていただきまして、平成 13 年４月から本運行させていただきました。さらに 16 年４月から毎日運行ということで運行させていただいておりますが、この 16 年４月の毎日運行のときより、これは第４次の行政改革大綱に、16 年度でございますが、答申をいただきまして、その折にバスカードの廃止をしてまいりました。

今、バスカード廃止ということでございますので、そういった無料等で乗っていってしまう人が多いのではないか。したがって、さらにそういったものを発行してはどうですかと、こういうことでございますが、先ほど申し上げましたように、これは大綱の中で廃止というふう

に、経費の節減というようなことで進めてまいりました。65 歳以上の人口が、これは毎年増えてくると思います。現在でも約6%ぐらい上昇しておりまして、18 年度で申し上げますと、約1万 1,300 人ほどということでございます。

このひまわりバスにつきましては、先ほど申し上げましたように、公共施設の巡回バスという位置づけでございますが、いろいろと市民の足ということで、たくさんのご要望がございます。公共施設だけじゃなくて、もう少し交互運行したらどうかとか、もっと便数を増やしてくださいよとか、いろんな要望がございます。

これはひまわりバス検討委員会の方でいろいろ検討させていただいているわけですが、ひまわりバスも古くなってきまして、買いかえの時期にも差しかかっております。そういった中で、全体的に受益者負担のあり方を考えていく時期に来ているのじゃないか。これは今、有料だとか無料だとかいうことがございますが、一定の受益者負担を考えていくべきという考え方もございますので、これは今後いろんな角度から検討させていただきたいと思いますが、そういったことも考えてまいりたいというふうに思っております。

したがってご質問のように、無料パスを再発行して考えたらどうだということですが、今65 歳以上の方が約1万 2,000 人ほどお見えになります。これを再発行しようとすると、約340 万円ほどかかるのではないかなというふうに思います。これは郵送料も全部含めてでございますが、そういったことになるというふうに考えておりますので、そういったことより先ほど申し上げましたように、受益者負担のあり方を総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

終わります。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.32 ○2番(近藤郁子議員)

まず、認知症予防につきまして、ご返答していただきましたことにつきましてですが、今、豊明市で行われている予防に関しまして、効果はいかがでしょうか。認知症予防を始めて、どのような効果があったか。そういったものは数字にあらわすことはできますでしょうか。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶌健康福祉部長。

No.34 ○健康福祉部長（寺嶌正男君）

予防の具体的な内容といたしましては、全国的なキャラバンメイトへの参加ということで、まず介護相談員の方６名と、高齢者福祉課の職員が 18、19 ということで、６人と５人が参加して受講をしております。

それから、認知症をそれぞれの方がまず理解していただくというようなことで、サポーターの養成研修を 18 年度、19 年度と実施しておりまして、18 年度は一般市民の方に3回ほど、それから老人クラブの方に１回、それから民生児童委員さんに１回ということで、計５回ほど実施いたしております。延べで 143 人の方が受講されております。

それから 19 年度は、一般市民の方は１回、それから老人クラブ１回と民生児童委員さんの１回を実施して、133 人ぐらいの方に受講していただいております。

まず、こういう方に認知症を理解していただくということで、啓発を兼ねて認知症への理解をお願いし、また自分自身も認知症にならないような予防をお願いしているというのが現状で、サポーターの養成研修を受講された方には、このオレンジのリングをお渡しして、まち中でもちょっと困ってみえるような方がみえたら、そういう方へのサポーターというのですか、バスとか電車に乗るときに自動販売機の前で立ちどまってしまっているご老人、高齢者の方がお見えになるものですから、そういう方に上手にサポートをしていただくというようなことを実施しているのが現状でございます。

以上です。

No.35 ○議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.36 ○2番（近藤郁子議員）

認知症の方々を見守る者の対処の仕方に関しましては、評価いたします。サポーターにしろ、認知症をやはり理解されませんと、なかなか認知症の方に対しての対応の仕方がまずくなるということも、すごくあると思いますので、それに対しては評価したいと思います。

今回の視察によりまして痛感いたしましたことは、認知症を予防するというのは、決して周りの者の理解を高めることだけではなくて、認知症にかかられた方がどうやって尊厳を持って寿命を全うしていくかといったところだったんです。

今伺いました予防に関しましては、それを見守る人たちの啓発に関しましては、十分今取り組んでいるということを評価いたしますが、私が今回申し上げたかったのは、私もそれこそ 20 年たちましたら、認知症の部類に入っているかもしれませんし、今後かからないようにするために、そして今かかっていらっしゃる方が、日常生活に少しでも復活できるためにすることはできないかという実践的なことを、きょうお話をさせていただいたつもりでおります。

学習療法だけを取り上げてしまってはいけないと思いますので、私の知らないところでたくさんのそういった予防方法もあろうかと思いますが、ただいろいろな面を見てまいりまして、この学習療法がよかったのは、なぜあえて学習療法をというふうに、こういうふうに質問をさせていただいたかと申しますと、認知症にかかった方が自分でそれを改善しようと、努力しようとしている姿を目の当たりにしたからでございます。それはNHKスペシャルで拝見して、それ以前にこの東北大学の研究スタッフの教授のお話を伺ったりしておりまして、自力で何とか改善をしていこうという生きがいになる部分を、この学習療法は持っていると感じたからでございます。

昔の回想法もありますが、いろんなやり方もありますが、この学習療法を実践している永寿の郷の園長先生の言葉をおかりしますと、今まで介護というのは周りの者が、多分その人にとっていいだろうという予測をしてやってきた。ですから、先ほどお話ししましたように床ずれをつくらないために、ここの施設では十何回おむつをかえるような作業をしていらっしゃったそうです。そして昼夜逆転をしないように、朝決まった時間に食事をして、それから車いすに座っていただいてという、普通の健康な人間がする時間帯に合わせるように極力していた。

でも、起こして座らせて見てみると、ふっと気がついてみると、車いすのまま寝ていらっしゃった。それでは介護ではなかったんだと、自分たちが一生懸命介護をしていたのは、自分たちだけの思いであったんだろうということに気がつかれたそうです。そのときに学習療法というか、ご自分たちでこんなに学習することに意欲を持つとは思わなかったというようなお話を伺いました。

ですから、何とかほかの方法もあろうと思いますが、一度これについてご検討をいただく余地は、今のところはないでしょうか。

No.37 **〇議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

寺嶌健康福祉部長。

No.38 **〇健康福祉部長(寺嶌正男君)**

認知症の方の多くは、施設に入所してみえる方が多いのではないか。在宅の方もあるかと思いますが、在宅の方については、家族の方を通じていろんな啓発をしていくとか、施設については、施設のいろんな方針がございますので、愛知県では一宮市が取り入れているというようなことも聞いておりますので、そういうのは一度研究をしてみたいとは思いますが、いずれにしても、まず認知症については、ならないような予防、それからなってしまった場合は早期診断とか早期治療ということですか、早い段階ですと、ある程度進行をとめたりすることもできる。

今回の永寿の郷、永寿の会で実践されたので、かなり重症の方についても脳が活性化

していくというか、戻っていくというのですか、本人の努力もそうですけれども、介護される方が毎日同じような時間に、テレビを見ていると1足す1は2とか、本当に単純な計算、単純な花の名前とか、単純なことの繰り返しをやってみえるということで、少しずつ根気よくされるということでありますので、そのあたり介護予防のいろんな科学的な根拠に基づいたやり方でないと、市としてもPR、啓発ができませんので、いろんなことを試行錯誤しながら、今後もさらに研究していきたいというふうに思っております。

No.39 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.40 **○2番（近藤郁子議員）**

近いうちに取り組んでいただけるだろうというふうに思ってはおりますが、方法はたくさんありますので、できるだけたくさん情報を入れていただきまして、何がいいのかというところを抜粋していただくことは早急にしていただきたい。

私も細かい数字までは追っておりませんが、介護が要支援1から2、そして介護もどんどんと数字が上がっていくたびに費用もかさむと聞いておりますので、そういったことも含めて、経済効果も含めて、できるだけ早いうちにどの方法が効果的なのか、どういうふうに実践され、どういうふうに科学的に評価されているかということも、今後進めていただきたいと思います。

次に、勅使池の整備事業につきまして質問させていただきます。

案内板をつくる予定がありますかというところで、できるように要望していただけるというふうにお答えをいただきました。案内板をつくる場所によりまして、やはりエントランスゾーンまでに行くのに当たって、車の量がかなり変わってくると思いますが、今のところ、どういったところに案内板がつくといいとお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

No.41 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.42 **○経済建設部長（山崎　力君）**

案内板につきましては、先ほど申し上げましたように、要望していくということでございますが、場所といたしましては、春木沓掛線側からの進入口、あるいは大根若王子線から、先ほど申し上げました勅使会館ですか、あの突き当たりの付近も要るだろうというふうには考えております。

No.43 **〇議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.44 **〇2番（近藤郁子議員）**

春木沓掛線から入ってくる道路といいますのが、かなり細い道といいますか、道路ではなくて、普通の１車線の道だと思いますが、朝夕あそこはもう既に抜け道になっているようなところもありまして、その辺の道路進入口からエントランスゾーンまでの道路に関しまして、もう少し整備をしていただかないと交通量に負けてしまうような、そんな気がいたしておりますが、いかがでしょうか。

No.45 **〇議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.46 **〇経済建設部長（山崎　力君）**

春木沓掛線からの市道は、沓掛北 129 号線と先ほど申し上げました。これにつきましては、現在では拡幅というような予定は持っておりません。

現道は約 3.5 メートル、４メートル弱の現道だと思いますが、今後のそういった見きわめをしながら、必要性をということであれば、また検討してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.47 **〇議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.48 **〇2番（近藤郁子議員）**

せっかく、このように県の補助がありまして、整備をされるということですから、市の活性化も含めまして、できるだけたくさんの皆様に、市外の方にもお越しいただくといいとは思っておりますが、それに対しましてその周辺、直接隣接といいますか、その地内にあります山田町内の方ですとか、そういった方々にも理解をしていただくために、説明会とかそういったことは予定されていらっしゃいますでしょうか。

No.49 **〇議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.50 **〇経済建設部長（山崎　力君）**

今のところ、そういうことは聞いておりません。

終わります。

No.51 **〇議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.52 **〇2番（近藤郁子議員）**

では、そういった機会を設けていただけるようにお願いしたいと思います。

続きまして、ひまわりバス事業につきまして伺います。

1万2,000人の65歳以上の方に、もう一度パスを発行するのに当たり、約340万円の費用がかかるということで、今答弁をいただきました。郵送料も含めてということですが、例えば、私が先ほどご質問申し上げましたようにほかの65歳対象者に、今後になりますけれども、そういったほかの課と連携して郵送したりですとか、そういった機会は見つからないでしょうか。

No.53 **〇議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.54 **〇経済建設部長（山崎　力君）**

ほかの機会と一緒に郵送ということでございますが、これは今おっしゃられるように郵送料の問題ですね。今のバスカードを再発行しますと、まずシステムづくりに50万円ほどかかると思います。あと台紙だとか、いろんなことも含めまして、先ほど申し上げましたように340万円ほど、1万2,000人の方々に再発行した場合はかかりますよと。そのうち郵送料でございますので、80円ということになります。そういったものをほかと一緒に郵送すれば、その80円が要らなくなるんじゃないかというご提案だと思いますが、先ほど申し上げましたように、この行革大綱の中で一応廃止ということを決めておりますので、今現在では再発行については考えていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

No.55 〇議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.56 〇2番（近藤郁子議員）

ひまわりバスも古くなっているので、買いかえ時期については近づいているというふうにお答えいただきましたが、その時期はいつごろになりますでしょうか。

No.57 〇議長（堀田勝司議員）

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.58 〇経済建設部長（山崎　力君）

既に今現在のひまわりバスは、先ほど申し上げましたように 11 年から試行させていただきまして、既に耐用年数を過ぎておりますので、今後については、いつということでございますが、今現在のバスがバリアフリーだとか、そういった適合車ではございませんので、そういったものも含めて、近々そういったことを導入せざるを得ないという時期に来ている。これはまた市の方の財政との調整も含めながら、考えてまいりたいというふうに思っております。

終わります。

No.59 〇議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.60 〇2番（近藤郁子議員）

かなりの費用がかかることだろうと想像しております。バス１台がどのくらいかというのが、ちょっと想像がつきませんのであれですけれども、受益者負担の時期がその時期に多分来るのだろうと想像いたしますが、今ですと現状 100 円、普通の方は払っていらっしゃると思いますが、そういった 100 円で済むようなものになるのか、それとももっと高い値段になるのかというようなことは、今おわかりになりますか。お答えいただけるのでしょうか。

No.61 〇議長（堀田勝司議員）

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.62 ○経済建設部長（山崎　力君）

受益者負担の関係でございますが、今具体的に幾らにするかということは、まだ検討しておりません。今後の課題ということで、先ほど申し上げましたように、受益者負担のあり方を総合的に見直す時期にあるだろうという考え方でございます。ご理解をいただきたいと思います。

No.63 ○議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.64 ○2番（近藤郁子議員）

今後、市の財政も考えまして、やはり受益者負担というのはバスだけでなく、いろんなところで出てくるかと思いますが、とにかくひまわりバスに対しましては、どちらかというとふだん車に乗られない老齢者といいますか、高齢者の方が多いと思いますので、例えばその際にはどうしてもお金を支払うのが難しい方々には、無料パスとかを再度考慮していただきたいと思います。

そういうふうに願って、一般質問を終わらせていただきます。

No.65 ○議長（堀田勝司議員）

これにて、2番　近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

<u>午前11時24分休憩</u>

午後1時再開

No.66 ○議長（堀田勝司議員）

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番　前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.67 ○13番（前山美恵子議員）

では、発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

1点目の質問、高齢者医療は現行の水準を後退させるのではなく充実を求めてを質問します。

昨年、政府与党が強行採決をした「医療改革法」で、高齢者の医療制度は後期高齢者と

前期高齢者に区分されることになりました。後期高齢者医療制度は県の広域連合で運営されていきますので、各自治体においては広域連合の共通経費、事務費を負担金として支出し、保険料の徴収を行うこととなっております。

後期高齢者の保険料は 11 月議会で提案されることとなりますが、国の試算では、全国平均では年金収入 210 万円のひとり暮らしで月額約 6,200 円とされました。年収が多ければもっと高くなり、県ごとに保険料額が違ってきます。さらに、年金月額1万 5,000 円以上の年金生活者は保険料が天引きです。介護保険料と合わせれば、1万以上引かれることとなります。

そこで、高齢者の生活実態を見ると、高齢者のひとり暮らしの世帯では、年収 200 万円以下が 70%と言われています。また、国民年金は最高額でも月額6万 6,000 円しかなく、平均しても4万円台と言われており、さらに女性は一層低い年金で生活しているのが現状です。わずかな年金から保険料を払うことは大変です。しかも無年金という高齢者も全国で 60 万人もいると言われています。

このような状況では保険料の支払いが生活を破壊しかねません。この制度で保険料が払えない場合は、国保制度で 70 歳以上には禁止されてきた資格証明書が発行されるようなことになり、医療機関にかかる権利が奪われることになってしまいます。そこで、このような深刻な状況を発生させてはならないと質問をいたします。

１点目として、普通徴収の保険料の件についてでありますが、広域連合は一般財源がなく、自治体の一般財源を減免に充てることも禁止をしており、保険財政が赤字になると国の交付金が減らされる場合もあるとお聞きをしています。そうなると予測されるのは、普通徴収の保険料の取り立てが厳しくなるのではと懸念されるところであります。本市の高齢者に対して取り立て強化にならないよう求めるものであります。

２点目として、今回の制度導入にあわせて 65 歳から 74 歳の年金生活者も、国保税が年金から天引きされることになりました。もともと高過ぎる国保税が加入者を苦しめ、貧困をますますひどくしている現状であります。今までも分納でやっと払ってきたところを、強制的に天引きされ、残された年金で生活が維持できないという状況を生み出してしまうのではないかと危惧するところであります。このような高齢者の生活実態をどのように把握されているのか。また、対策をどのようにとられるのか、お聞かせください。

３点目に、今回の医療制度改定で 70 歳から 74 歳までの高齢者に対して医療費が2割負担になります。現役並み所得者は3割負担になります。少ない年金生活者への負担が大きく、医療機関から足が遠のくことも考えられます。70 歳以上の高齢者に対して、安心して医療にかかれるようにするために、現状の１割に据え置くことが必要ではないでしょうか。ご答弁をお聞かせください。

２つ目の質問に入ります。住民税の減免制度の拡大を求めて質問します。

消費税が導入されて以来、すさまじい勢いで税の取り方の基本原則である応能負担の原則がないがしろにされています。小泉内閣の税制改革によって、昨年は高齢者への住

民税増税が行われ、収入が増えていないのに、むしろ減っているのに住民税が何倍にも増えてしまった。また、非課税から課税所得になってしまい、介護保険料の負担増や、さまざまな福祉制度が受給できなくなってしまった高齢者の問題も発生しました。さらに、今年からは定率減税の廃止と税源移譲により住民税が２～３倍にもなってしまい、途方に暮れる高齢者の声を耳にしています。

もともと税を徴収する原則は各種所得を総合して、所得が多くなるに応じて高い税率で課税し、生計費については非課税で、勤労所得は軽課税、不労所得は重課税などとなっておりましたが、相次ぐ増税でこの原則は崩され、課税最低限度額が生活保護基準を下回っています。そこで、生活が維持できない市民に対して、税を軽減する施策が必要ではないかと考えます。そこで、２点について質問します。

１点目として、17 年 12 月議会で申請減免の拡大について、所得が減少した場合、前年所得 150 万円以下の者が2分の１以下に減少した場合、減免の対象となりますが、４分の１減少した場合など、基準を緩和することや、申請期限についても緩和を求めて質問してきました。このときのご答弁は「検討する」でありました。この結果をお聞かせください。

また、現在は一昨年よりも市民の現状が厳しくなっています。貧困と格差がますます拡大し、低所得者や高齢者の生活が脅かされつつあり、現状を放置することはできません。そこで、このような立場にある市民に対して、減免制度が必要ではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

２点目には、税源移譲によって税負担が変わることがないと、国は盛んに宣伝をしましたが、これに当てはまるのは所得税が源泉徴収されている人で、所得が毎年変わらない場合だけであります。昨年に比べて今年の所得が減った場合には増税になってしまいます。

なお、今年の所得税がゼロになってしまう人は、地方税法の改正により経過措置が盛り込まれました。これに該当する市民に対して早期に救済措置を周知する必要があります。この点についてお聞かせください。

また、ここでの問題は税源移譲によって増税になったにもかかわらず、救済措置の対象にならない人たちを救済できるように制度を設けることが必要かと考えますが、この点について見解をお聞かせください。

３つ目の質問に入ります。教育現場で子どもと教師を取り巻く環境の改善を求めて質問します。

教育基本法が改定され、子どもの教育環境がどう変化していくのか、懸念されるところであります。また、「教育再生」を掲げる安倍内閣の教育改革は、ますます競争と管理を強めようとしています。教師は減らす、学校も減っていいんだという政策の流れで、教育の格差が進みつつあります。しかし、教育基本法が改定されても、憲法や国連「子どもの権利条約」の理念に沿った、子ども一人ひとりが大事にされる教育を目指していくことが求められます。ここでは、教育現場での環境を改善することが必要と考え、３点にわたり質問します。

１点目に、文部科学省は児童生徒の学力・学習状況を把握分析するためと称して、４月24 日に全国一斉学力テストを行いました。もともと学力テストは全国の学校と子どもたちを成績で序列化し、競争教育を進めるとの批判があるにもかかわらず実施をされました。

ところで、テストの採点や集計、分析などが民間の教育産業、ベネッセ、NTTデータにゆだねられており、しかもその採点は派遣社員などが当たっており、解答の正誤の基準もくるくる変わって混乱模様であるとの報告もあります。テストの当事者である子どもたちには、長時間のテストが大きな負担になっていることも報告をされました。また、加熱した地域では不正も発覚しています。このようにテストによって、子どもたちの環境が大きくゆがめられていることを実感しているところです。

さて、テスト実施までの間に予測できたさまざまな問題について、我が党は質問や申し出を行ってまいりました。テストの結果の公表については、しないという約束をいただき、保護者に結果を報告する場合も順位は公表しないと表明していただきました。また、個人情報に抵触すると言われた氏名の記入についても、番号記入に取り組んでいただき、このような点については、市教育委員会で改善をしていただき、感謝を申し上げるものです。

しかし文部科学省は、来年以降も実施の姿勢を崩していません。今述べましたように、子どもたちがテストを受けるときの苦痛や今後の状況を考えると、来年以降の学力テストは参加をすべきではないと考えるものですが、教育長の見解を求めるものです。

２点目に、特別支援教育について、昨年９月議会、12 月議会で特別支援員の配置を求める質問をしました。現在、市内の小中学校では４人の支援員が配置され、うちの１人は2校かけ持ちという状況であります。全校配置が望まれるところであり、私の質問に対して答弁は「努力する」でありました。

文部科学省は、今年の４月１日付で特別支援教育の推進についての数字を県教育委員会に出しており、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようとなっており、支援員の活用を進めており、２年間で全校に配置するように今年度の予算 250 億円が計上されました。現場では支援員の配置を今か今かと待ち望んでいます。早急に配置ができるよう配慮を求めるものです。この点についてご答弁をください。

３点目に、文部科学省は教員の勤務実態調査を 40 年ぶりに行い、その結果が示されました。教員は残業代が保障されていない中で、超過勤務が推計すると 81 時間にもなるとの結果や、8時間労働時間以内に含まれている休息がほとんどとれないという実態も浮き彫りになりました。

また、授業の準備にかけられる時間が１日わずか 58 分しかなく、子どもの声を十分聞いてやる時間もないと教員からの声があります。全国的な調査を踏まえ、本市ではどのような実態にあるのでしょうか、お聞かせください。

以上をもちまして、壇上での私の質問とさせていただきます。

No.68 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。
後藤市民部長。

No.69 **〇市民部長(後藤　学君)**

高齢者の医療につきまして3点、ご質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度において、資格証明書等によって保険料の取り立てが強化されるのではないかというご質問でありますが、資格証明書につきましては、実質的に保険証を取り上げ、受診機会を奪ってしまうというようなことになりかねませんので、その運用は慎重に行うべきだと考えております。現に、私どもの国保でも資格証明書の発行はいたしておりません。

そこで、後期高齢者医療につきましてですが、広域連合においても、滞納者に対し一律機械的に資格証明書を発行するのではなく、被保険者の事情などについて市町村と十分調整を行うというふうに言っておられますので、当市の意見をしっかり申し上げて、問題が起きないようにしていきたいというふうに思っております。

次に、国保前期高齢者について、年金から保険税の天引きが行われるようになると、低所得者の被保険者への影響が大きいというご指摘でありますが、そのようなケースにつきましては、生活状況をよくお聞きし、場合によっては天引きから普通徴収に切りかえ、分納等ができるようにするなど、無理のない対応をしていきたいというふうに考えております。

それから3点目のご質問で、来年4月から医療費自己負担が2割に引き上げられる70歳以上の高齢者について、これを1割負担に据え置く助成制度をというご要望でありますが、これを市単独で実施するということになりますと、財源として約1億5,000万円の、今の子どもの医療費助成にほとんど匹敵するほどの多額の財源が必要となりますので、当市の現在の財政状況では、これはとてもできることではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.70 **〇議長(堀田勝司議員)**

山本総務部長。

No.71 **〇総務部長(山本末富君)**

住民税の減免制度の拡大をということで、17年12月議会で「検討する」という答弁の後、どのように検討されたかというご質問についてお答えをいたします。

その後、尾東ブロックの課長会議などで尾張近隣市町の減免状況を調査いたしまして、所得制限あるいは収入換算などで対比するとともに、認定条件や申請期限の対比を行ってきました。本市は、どちらかといいますと、他市に比べて減免制度の方が比較的進んでいる方でございました。ですから、今すぐ所得制限の変更をする考えはございません。

ただし、減免規則の趣旨から申請期限につきましては、平成 20 年度から一部見直しを行います。

低所得者や高齢者のための減免制度につきましては、一部の大都市で実施していることは承知しております。議員がおっしゃったように、65 歳以上で所得金額が 125 万円以下の方は非課税でありましたが、平成 17 年の税制改正で、これが改正されました。経過措置はございますものの、20 年度からは全額負担となります。

この改正のときの国の説明は、所得税の老齢者控除や 65 歳以上で一定の所得金額以下の者は、非課税という住民税の人的非課税の規定が定められましたのは、終戦間もない昭和 25 年、26 年のことでございまして、このときは老人の数も少なく、また元気に働かれる方も、65 歳以上では非常に少なかったものが、現在の 65 歳は非常にお元気で、まだまだ現役で働いてみえる方もたくさんみえます。このような時代になったときに、同じ所得で年齢の違いだけによって税金がかからないというのは、逆に不公平ではないか。そういうようなことから改正がされましたので、改正の趣旨からも、当市の財政状況から見ましても、すぐに所得制限のこちらの方の拡大というものは考えておりません。

続きまして、２点目の経過措置の関係でございますが、税源移譲で所得が減った人の救済につきましては、国より「税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置」という措置が制度化されております。この制度につきましては、既に市のホームページに掲載しておりますが、20 年度の市県民税の納付書に同封するほか広報にも掲載し、できるだけわかりやすくPRしていきたいと考えております。

最後に、救済措置の対象とならない人たちに制限額の拡大をというお話でございますが、申請減免、これは所得 150 万円以下で、前年よりも2分の１以下になった方の場合でございますが、申請期限を年１回、今は7月 31 日まででですが、これを各納期の７日前に拡大したいというふうに考えております。

以上でご答弁を終わります。

No.72 **○議長（堀田勝司議員）**

青木教育長。

No.73 **○教育長（青木三芳君）**

教育長の見解をというご質問をいただきましたので、他の２つの質問と合わせて私の方からお答えさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、全国学力・学習状況調査は現在進められているところでございます。来年以降は参加すべきでないという、そういったご意見をいただきましたが、現在のところ、不参加とするという判断は持っておりません。

それから、２点目の特別支援教育支援員のことでございますが、現在、支援員４名を小中学校合わせまして5校に配置させていただいております。ありがとうございます。配置増

に向けて最善の努力をしてまいりたいと考えております。

それから、3点目の教員の勤務実態といったことでございますが、複雑化、多様化してきております状況で、それに伴って大変大きな、また多くの問題や課題を抱えているというのが現状、実情でございます。本市にあっても、文部科学省が行いました教員勤務実態調査と同様な傾向があるものと認識をしております。

子どもたちと触れ合う時間の確保、そして授業づくりのための時間の確保、さらには教職員の健康や安全を確保するため、そういったために学校事務の精選ですとか、あるいは教員負担の軽減、そういったもの等について、現在もいろいろ留意しているところでありますが、なお一層その点等につきましても、努力をしていきたいと思っているところであります。

さらにまた、この勤務実態改善というような面については、やはり教職員の人的配置というようなことも、大きな問題になっているところであります。国の方も今、中教審等でそういったものも含めてワーキンググループの方で検討している。この前、答申が出されたということでありますが、教職員の定数改善計画も途中で途絶えておりますので、定数改善の実施に向けて県や国の方に、やはりこれも強く求めていきたいと思っているところであります。

以上です。

No.74 **○議長（堀田勝司議員）**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.75 **○13番（前山美恵子議員）**

では、高齢者の問題からいきたいと思います。

1点目の後期高齢者の普通徴収の方については、機械的にしないということで、そのことを期待していきたいと思います。

前期高齢者の方に入りますが、ある場合によっては天引きをしないで、普通徴収に切りかえていきたいというご答弁でございますが、高齢者の方の性格をよく飲み込んでいただきたいと思いますが、高齢者は所得の低い方ほど、さまざまな情報がありません。そして、いろんな情報がないことから、自分から経済的な状況を改善する手段がないというのが専門家の分析でありまして、窓口に本当に苦しいからどうしようと言って来られる人は、まだ救済できるわけであります。こうやって普通徴収に切りかえて、分納にしていただけるかもしれない。

だけれども、あるときから天引きされてしまって、もう今のお年寄りの人はそうなったらやむを得ない、仕方がないというふうに思われる方が多いわけでして、こういう方をどうする

かというのが、今問題ではないかなと思うのです。
あと残された生活費で生活のやりくりをしなきゃいけない。もう食べるものも余り食べないという状況が起きてしまう人を、今私は大変危惧するわけですので、これについて何とか救済する制度が必要ではないかというふうに思うのですが、この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。
これは、3番目の医療費についてもかかわってくるわけですけれども、こういう現状の中の人たちは、今度は医療費が1割から2割に上がってしまって、救済しようにも、こちらもお金がないから、やむを得ないということなんですが、最近、厚生労働省が調査をしたところ、国立大学病院で医療費の未払いの方のほとんどは生活困窮者で、しかも高齢者の方が多いということがわかってきております。
そして民間医療団体、それから婦人団体でも今調査をしたところ、高齢者の方は昨年から住民税が相当増えました。生活ものしてきているものですから、どういう生活をしているかというと、相当生活を切り詰めていらっしゃる 60 代、70 代の方が、何を切り詰めているかといったら食費とか被服費とか、それから医療費、医者に行くのも2回行くところを1回に控えてしまった。そして、今言いましたように医療費の未払いという状況が生まれています。こういう状況が 70 歳以上の方には生まれかねない。特に国民年金の方ですと、こういう状況が生まれるのではないかなというふうに思うんですけれども、こういう実態は本市ではいかがでしょうか。ちょっとお聞かせください。

No.76 **○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。
後藤市民部長。

No.77 **○市民部長(後藤　学君)**

天引きになった場合に、普通徴収に切りかえることができるというふうに先ほどお答えしたわけですけれども、それは被保険者の方とよくご相談を申し上げて、その中でやむを得ないという状況があれば、そのように切りかえていきたいというふうに思っております。
先ほど、そういうことがあるということが、情報がなくてなかなか伝わらないんじゃないかということですので、そういったことができるということは広報とか、あるいは被保険者の方に一番伝わりやすいのは納付書に書いて送る、あるいは何か書いたものを入れて送るということだと思いますので、そういった形でちゃんと情報が届くようにしたいと思います。
それから、2点目の質問はちょっと趣旨がよくわからなかったので、申しわけありませんが、もう一度お願いします。

No.78 **○議長(堀田勝司議員)**

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.79 ○13番(前山美恵子議員)

今の問題とかかわってくるんですけれども、高齢者の生活は昨年から住民税やらで税がかさんできています。介護保険料もそれで増えてきているものですから、1割から2割に上がるということになると、医療費が払えない状況が生まれるということは、おおよそ察しがつくわけです。

調査をした結果でも、高齢者が今生活を節約しているのは、医療費を節約したり、被服費、服を買わなかったり、それから外出を控えたりで、そういうつつましい生活をしていらっしゃるのですけれども、これが2割負担になるということで、そうすると医者にも余分に行かなくなってくると、重症化してくる可能性もあるんじゃないか。

私も今、国保税なんかが払えなくて、65 歳から分納されている方がどれくらいいらっしゃるかという状況を聞いたのですが、数はちょっとわからなかったんですが、随分いらっしゃるのじゃないかなと思うんです。

こういう人が、要するに医療費も削っていくという状況が、行政の方からは見えません。今、あちこちで孤独死とかとよく言われるのですけれども、そういう状況がこういう高負担によって生まれてくるのではないかということで、せめて 70 歳以上は1割にできないかということなんです。

つけ加えていきますが、前の医療改革のときに、老人医療は 70 歳から毎年1歳ずつ引き上げて、75 歳に最終的にすると言っていたその前のとき、70 歳からのときは、68 歳、69 歳は、県と市の事業で医療費を1割負担にするという制度がありました。それともう一つは、非課税の人については、68 歳、69 歳については、無料で医療にかかれるという福祉給付金制度もありました。これが前の医療改革によって全部なくなってしまったわけです。だから今、どういう現象が起きているかというと、先ほど言いましたように医者にかからないという状況があります。医療費も払えないという状況が生まれているのだと思うんです。

だから、こういうことにならないように、今1億 5,000 万円と言われましたが、せめてあのときの県の約束であった 73 歳、74 歳には、そういう制度ができないかということで、お答えをお願いいたします。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.81 ○市民部長(後藤　学君)

確かにおっしゃるように、68、69 歳の時代から県の方には、通称「マル老」と言っておりますけれども、老人医療の助成制度がありました。それが年齢が引き上げられるにつれて、

今形骸化しているわけですが、実はこの春に県の方から、73、74 歳は県の老人医療の助成対象になるけれども、そのことについて、その制度を実際に実施してほしいかどうかという照会が、県内の各市町にありました。豊明市はぜひ継続してほしいということで要望を出しましたけれども、聞くところによると、圧倒的多数の自治体が、73、74 歳のいわゆる通称「マル老」の助成については、廃止やむを得ないというふうに回答をしておられたと聞いております。そういう中で県の方は、この制度については廃止という方向だというふうに聞いております。

では、市が単独でその穴埋めといいますか、肩がわりをすればいいんじゃないかということですけれども、これも試算をしてみますと、市単独でやるとなると、約 6,000 万円の持ち出しということになります。毎年毎年、6,000 万円の持ち出しというのは、今の財政状況の中で大変厳しいものがありますので、豊明市だけがそれをやるということは、なかなか難しいかなというふうに思っております。

No.82 **○議長(堀田勝司議員)**

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.83 **○13番(前山美恵子議員)**

今の 6,000 万円というのは、73、74 歳のこれを1割負担にするという金額ですよね。

もう一つ譲歩して、非課税の 73、74 歳の方を無料にするとか、「非課税」という意味は多分ご存じだと思うんですけれども、これ以上払ったら生活ができないから非課税にしているという方ですけれども、こちらの方について、福祉医療制度で無料にするとしたら、どれくらいかかるんでしょうか。お願いします。

No.84 **○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.85 **○市民部長(後藤　学君)**

73、74 歳を福祉給付金で補てんした場合、どうなるかというところまでは計算しておりません。

No.86 **○議長(堀田勝司議員)**

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.87 ○13番（前山美恵子議員）

本当にここが一番厳しいところですので、まだ来年の４月までちょっとありますので計算をして、少しでも医療費を軽くするように検討していただきたいと思います。

税の方に入っていきますが、本市の申請減免について、申請期限については譲歩していただいて、大分受給できる方が拡大してきたのではないかなというふうで、これはぜひとも実現をしていただきたいと思います。

それで豊明市は、前年の所得が 150 万円以下で２分の１になった場合しか減免ができない。他市と比較しても劣るところはないというお話なんですけれども、住民税の減免制度はこんなに時代に合わない額になっている。

国保の申請減免というのは、前年の所得が 500 万円以下の場合に２分の１とか、減った金額によって減免をするというふうになっているんです。住民税は 150 万円以下でしょう。とてもそこのハードルが高過ぎるのです。国保制度はもともと高過ぎて払えないから、やっぱりみんなで力を入れて 500 万円までに引き上げたんです。

ところが今回、住民税が相当増税をされました。私の聞いたところでも、高齢者の方なんですが、３年前は住民税は 4,000 円だったんですけれども、昨年は3万 5,000 円になって、今年は7万 4,000 円になったという状況で、住民税が重くなってきた。だから、減免をもうちょっと厚くしなければいけないということで今回私も質問をし、そして事例を上げているんですけれども、特に歪みが来ているのは低所得者の高齢者の方なんです。

京都とかお隣の名古屋では、高齢者である程度の所得の方については、もう原則として減免をすると。そういう制度が必要ではないかということで、質問をさせていただいているんです。今、他市の事例を上げましたが、もう一度検討というか、研究はしていただけないでしょうか。

No.88 ○議長（堀田勝司議員）

山本総務部長。

No.89 ○総務部長（山本末富君）

本市は絶対に変えないというわけではございません。大都市の方でもう既に手がけている市もございますし、また近隣市町の動向を見ながら、その辺は検討していきます。

No.90 ○議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.91 **○13番(前山美恵子議員)**

近隣市町の動向を見るより、近隣市町に働きかけをしていただきたいと思います。

次に、税源移譲についてでありますけれども、所得税と住民税はかける時期が違ってくるものですから、税源移譲によって所得が減った場合、所得税は今年の所得に対してかけますよね。住民税は前年の所得に対してかかってくるわけですから、今年リストラされてしまって、所得が急に減ってしまった場合、前年の住民税が税源移譲によって余計多くなったわけですから、そこで増税が発生するということになるんです。本市の場合、どんな状況になるかというサンプル的な示し、どれくらいになるかというのはおわかりになりますか。お願いします。

No.92 **○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

No.93 **○総務部長(山本末富君)**

独身者の例で申し上げますと、18 年中の収入が 240 万円と仮定いたしますと、所得税は 11 万 2,000 円になります。19 年中の方で比較しますと、19 年は退職されたわけですから、こちらの方では所得税はかからない。住民税の方で申し上げますと、18 年中は 240 万円の収入があったわけですから 11 万 8,500 円。これが 19 年の住民税は税源移譲がありますので 6,500 円。それで本来納めなければいけない税金を、翌年の何ていうのですか、所得税の方で住民税の取り過ぎた部分をお返しするというような格好になるわけなんですが、翌年の 19 年の方で既に退職された方は所得がないものですから、そこの部分で調整ができないという仕組みから、経過措置が生まれるわけでございまして、その分を 20 年7月に申請していただくことによりまして、取り過ぎた住民税を戻すというのが、この制度の趣旨でございます。

20 年の時期が7月の1カ月間ということで、既に決まっておりますので、市の方でもホームページでPRし、また細部がまだわかっていない部分も多少ありますので、わかった部分があれば、わかり次第、また広報等でお知らせしていきたいというふうに考えております。

No.94 **○議長(堀田勝司議員)**

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.95 **○13番(前山美恵子議員)**

完全に今年、所得がゼロになってしまって、引きようがないと言われる方は、経過措置で

すけれども、まず一つは、この経過措置はいろいろ広報とかで周知徹底をしていきたいということですが、これは「税源移譲時の年間所得の変動にかかわる経過措置」って何ですかというだけのものなんです。非常にわかりにくい。これをわかりやすい言葉で周知していくということは、今取り組んでいただけるということなんで、この点については漏れがないように、これはお願いをしたいと思います。

これはゼロになった場合でして、例えば前年に比較して半分になった場合とか、4分の1になってしまった場合とか、こういう場合は救済措置、経過措置は当てはまらないんですけれども、救われない人の額はどれくらいになるかということを申し上げますと、今言われたように単身のサラリーマンの方、例えば昨年 420 万円の年収で、今年はリストラに遭いまして 120 万円になってしまった場合、これは税源移譲前から所得税も住民税も加えて 11 万円で済んだところが、税源移譲によって 21 万円を払わなければならなくなったんです。差し引きしますと大体9万 5,000 円、この人の責任ではない、国の制度の責任として9万 5,000 円、普通の人より多く払わなければいけなくなったんです。120 万円の所得に対して 21 万円払うということは、6分の1もお給料からすっ飛んでいくわけですよね。

リストラに遭ってしまったんで、お給料じゃないけれども、そういうことになると滞納の問題も出てきます。この人は生活ができないから、ここのところに減免制度が必要ではないかなというふうに思うんですけれども、まあ国の責任は大きいと思いますが、この点についてやはり他市の状況もご存じだと思うんですけれども、本市ではいかがでしょうか。

No.96 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山本総務部長。

No.97 **○総務部長（山本末富君）**

確かに、税源移譲の国の方の最初のPRは、所得税が減った分、住民税が増えますよと。合計しますとイコールですから、住民の方の負担はありませんよと、そういういい方ばかりが先行してPRされたものですから、その年度の2年間の中で、所得の変動がある方についてのPRは全く国の方は最初してなかったものですから、住民の方の中にはこの辺の制度をご存じない方が見えると思います。

そういった面がございますが、本市は交付税の不交付団体になったわけなんですが、財政状況そのものはまだまだ非常に厳しいものがございます。他市に先がけてという部分はなかなか難しいので、その辺は今後も検討をしていきたいというふうに考えます。

No.98 **○議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.99 ○13番（前山美恵子議員）

先ほどの高齢者の医療制度と同じように、一番弱いところに来ているんです。今、420 万円の方が 120 万円になってしまったということですので、本人にとっても本当に生活ができるかと思う中で 21 万円の住民税を払って、さらに保険料を払ってということになってくるわけです。これは早急に対処しないといけないと思うんです。近隣市町の動向を見てじゃなく、やはりこの問題について近隣市町と大急ぎで、どこのところでも出ているわけですので、積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

川崎市とか横浜市なんかは、これに匹敵するというか、これを救済できるもともとの減免制度、前年に比較して4割減ったんだったら4割の住民税を減免するとか、そういう制度をつくっておりますので、そこの点について研究をしていただければということで、お願いをしておきます。

学校教育の関係にまいりますが、学力テストについては後にしたいと思います。特別支援員についてですけれども、昨年も2回質問しましたときには、「努力する」「努力する」と言われまして、今年のご答弁は「最善に」というのが一個つきました。なかなか信用できないものですから、現場での切実な問題になっているということをお知らせしたいと思います。

昨年、小学校２年生を担任された先生なんですが、クラスにお一人いる軽度発達障害の子は、いろんな症状が出ます。この子については、物を持つと、とにかく顔を目がけて殴りかかってくる、叩いてくる。ほかの児童の顔を目がけて、それもあるとき突然に、いつそういう症状が出るかわからない。

そういう状況の中で、先生は授業どころではない。クラスを持ったときに、本当に担任が１年間もつのかどうかというふうに懸念されたんですが、幸いにして支援員の方に来ていただいたものですから、授業のときにその子を見ていただいて、その担任の先生はほかを見るという状況で、何とかしのげたんですけれども、実はこの学校は小学校１年生にもやはり軽度発達障害の子がいらっしゃって、この支援員は２人いないものですから、そちらとのかけ持ちなものですから、その支援員がいないときは、先生がとにかく授業をもたなければいけない。ひどい場合にはお母さんに学校に来ていただいて、しのいだという状況をお聞かせしていただきました。

本市の場合、全小中学校に 150 人ぐらい、こういう子がいらっしゃるというふうにお聞きをしているんですけれども、こういうのを改善させるために、今紹介したのは低学年の子ですが、もう一つ紹介すると、放課のときでも、それから授業のときでも、あるとき飛び出していってしまって、授業ができないものですから、校長先生や教頭先生が追っかけていくとか、それからいつどういうふうになるかわからないから、先生は休憩の時間にトイレに行く時間もないとか、そういう声をお聞きしているんですけれども、せめて小学校全校に配置ができないか。

国もそのために250億円予算をつけているが、不交付団体だからうちの方は交付税で措置ができない。その点で、国も「特別支援教育元年」というふうに位置づけて取り組んでいますので、こういう状況を改善させるために、ぜひとも力を入れていただきたいんですが、お答えください。

No.100 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

青木教育長。

No.101 **○教育長（青木三芳君）**

先に結論を申し上げますと、力を入れていきたいと考えております。

先ほど、国のお話等がご質問の中にもありましたが、通知等もありました。それにあわせて予算措置の話等もまいったわけですが、これは交付税ということで、不交付団体となってしまった豊明市の方には、その財源等は確保できないという状況で、ですからすべて自前でそれを進めていくということになります。

学校の状況は今、議員の方からお話をいただきました。そういった状況等が確かに起こってきております。これは発達障害を持つ恐れといいますか、心配のある子どもたちを含めまして、これは医師の診断がある子ども、それから状況を見てそう考えられる子ども、そういった子ども等を合わせますと、現在 160 名ほどの子どもたちがいると、私どもは見ております。

各学校の状況等は、常に私どもも現場へ出かけていって、その状況等は見ておりまして、その都度、私どものできる最善の方法を、対処療法的ではありますが、とっていくということであります。抜本的には、人をつけるということが一番肝心でもありますので、それに向けて努力をしていきたいということであります。

それからもう一点、三好養護学校がすぐそばにございますが、特別支援学校という性格を持って、校名等は変わってはおりませんが、特別支援学校という、そういった性格を持った学校へ変わって、いわゆるコーディネーターが１人、これも新たな措置ではなくて、校内分掌で置かれているということを三好の校長先生の方から聞いておりますが、その方とも深く連携をとりながら、いろんなところでいわゆる助言等、お支え等をいただいたりしております。各関係機関等との連携も、あわせて強化していきたいなと思っているところであります。

以上です。

No.102 **○議長（堀田勝司議員）**

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が迫っております。

前山美恵子議員。

No.103 ○13番（前山美恵子議員）

今の特別支援員の関係と、次の教師の過密労働というか、今回のは文科省とほとんど同じだと言われるものですから、小学校、中学校の先生は1日大体 11 時間、朝8時 45 分から夜8時、9時まで電気がついているのはざらで、その間に休憩はといったら 10 分ぐらいしかとれていない。普通の職員でしたら、昼食の時間中は休憩としてとれるのですが、学校の先生は子どもたちを見ながら給食をし、給食をしている間に子どもたちが暴れれば、その都度対処していかないといけないということで、全く休憩がとれない。8時間以上ぶっ続けの場合は 45 分か1時間か、とにかく休憩をとらないといけないというふうに言われていても、とることができないという状況がずっと続いていたわけです。

人的な配備が必要であると言われて、ずっと放置をされてきているんですけれども、学校の教職員組合の方たちも対案として、今の教師の人たちの過密労働を少しでも和らげるために、他団体からの持ち込みのポスターを子どもたちに描いてもらって作品展にするとか、そういう作業も先生たちはやっているわけです。それから、豊明まつりのパレードに参加するのに、やはり練習には先生がかかわって余分な時間、運動会の練習の時間もとれないのに、そちらの方をやらなきゃいけない。これの負担を軽くするということが、必要ではないかなと思いますが、さらに取り組んでいただいている、検討していただいているところですけれども、これはよく考えていただきたいと思うんです。

もう一つは、教頭とか教務主任、校務主任の方は担任を持っていらっしゃらないが、普通の方は小学校低学年ですと一週間に 25 時間、コマを持っていらっしゃる。教務主任、校務主任、そこら辺の3人合わせて、そんなに時間はあれなので、専科の方にもっと入っていただいて、少しでも休憩時間を先生にとっていただくということが、必要ではないかなと思うんです。

今、働いていらっしゃる教員の方に、どういうところを改善したらいいかという生の声を聞くことが必要ではないかと思うんですけれども、例えばアンケートをとるとか、そういうことはできないでしょうか。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから学力テストについて、この間、私も子どもの状況を聞きましたが、中学生ですと、テストができない子については、テストは4時間ですよね。その時間も 10 分か 15 分終えたら、後の3時間何分はもう遊び放しというか、ふて寝というか、そういう状況が出ている。こんな子どもに負担をかけるものについて、これは必要がないのではないかということで、国に言っていただきたいんですけれども、その点についてお聞かせください。

No.104 ○議長（堀田勝司議員）

答弁を願います。

残り時間がわずかです。簡潔にお願いいたします。

青木教育長。

No.105 ○教育長（青木三芳君）

まず、１点目の教員の勤務実態にかかわってということですが、教員からの声は校長からももちろん聞いておりますし、それからそれぞれクラス担任を持っている教員からも聞いております。

主任等は、学校規模、学級規模によっては担任をやっている主任等もございます。これは教務と校務主任という、愛知の場合は２人主任制をしいておりますので、そういった者が教科の指導等、特に少人数指導といったものを今充実、発展させておりますので、かなりそういったところでの授業等にも入っております。

もちろん運営の改善、それから勤務の状況の改善等は、これは常なる課題でありますので、漏れなくそういったものには対応していきたいなと思います。

それからテスト、いわゆる学力・学習状況調査でありますが、今年度の状況等をつぶさに私も見ていきたい。それで子どものためになるかならぬかというところをきちっと自分なりに判断して、考えをまとめていきたいなと思っているところであります。

以上です。

No.106 ○議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間はほとんどありません。

前山美恵子議員。

No.107 ○13番（前山美恵子議員）

学力テストについては、判断は各市教育委員会にあるとお聞きしていますので、ぜひともこれをよく見ていただいて、勇気を出していっていただきたいと思います。

以上で終わります。

No.108 ○議長（堀田勝司議員）

これにて、13番　前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

<u>午後2時休憩</u>

午後2時10分再開

No.109 ○議長（堀田勝司議員）

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番　杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.110 **○4番（杉浦光男議員）**

それでは、質問させていただきます。

まず、学校教育にかかわって次の点について伺います。食育についての問題です。

食育基本法が平成 17 年7月 15 日より施行されています。「飽食の時代」と言われている反面、我が国のカロリーベースでの食料自給率は 40%まで落ち込んでいます。

私は一粒の米、茶碗の一番下に沈んでいる一粒のご飯も、もったいないというふうに教えられて育ってきました。しかし、今の子どもたちにその言葉が通用するかどうかということは、疑問な面もあります。しかし、この食事は安全か、大丈夫かと問いかけなくてはいけないという事実があります。食をめぐる環境の変化の中で、食に関する知識、食を選択する力、食にかかわる人々の働き、その人々への感謝、食の大切さ等を教えていかなくてはならないと考えています。

学校教育で知育、徳育、体育が重要視されております。これを目的に教育を行っているといってもいいわけです。しかし、私はそのベース、最も基礎となるものは食育と考えています。学校教育の現場で食育についての指導の実際はどのようになっているか、まず伺いたい。

次に、学校給食における地産地消について伺います。

学校教育に取り入れられている地元の生産物を具体的に伺いたい。地産地消を通して食育の学習はもちろんのこと、子どもたちにとって地元との連帯感、愛情が育ってくれることを期待します。豊明市の将来を担う子どもたちのために、地産地消の拡大に取り組んでいただきたいと思うわけです。

次に、特別教育支援員の各学校への配置を求めます。

この件については、お二人の議員からの質問もありましたので、詳細については省略させていただきますが、生活の場、学習の場で支援員の方に本当に活躍していただく、助けていただく場面は多いと思います。教育長の答弁にありましたように、私は教育長の答弁をいい意味で信じておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、前山議員からも質問がありましたが、学力テストの調査結果のことについてです。私は少し視点を変えて、この活用についてお聞きしたいというふうに思います。

私が6月議会で質問しましたときに、活用こそ大切で、どういうふうに活用するかということを、今後考えていきたいというような答弁がございました。私は本当にしっかり分析していただいて、豊明市の子ども、児童生徒がどういう学力を持っているのか、このテストから知り得る最大限の分析をしていただきたいというふうに思います。

正確な把握をしていただいて、私は各学校名がわかる公表は差し控えていただきたいし、そのように答弁もいただいておりますけれども、豊明市の子どもたちの学力の様子は

どうだという一般的な傾向、なかんずくその中でも弱点はこうだ、だからこうだよというようなことについては、きちんと正確に公表、「公表」といっていいかどうかわかりませんが、教えていただきたいというふうに思います。

次の問題は農業の振興についてということで、農業の問題の方にいきます。

先ほども私が言いましたように、我が国の食料自給率は、昭和 40 年度には約 70%だったものが、平成 10 年度以降は 40%というふうになっています。このことは日本の食が外国農業への依存を強め、食と農の距離が拡大したことのあかしです。豊明市においては農家の高齢化、後継者不足、農地の遊休地、使わない土地が増えている。それから、相続等によって所有の細分化等が進んでいます。

農家の経営規模は 0.5 ヘクタール以下が多く、またその内容は第二種の兼業農家がほとんどです。担い手はだんだんと高齢化しています。60 歳代、70 歳代で、もう5年もたちますと、このままの状況が続けば、70 から 80 歳に移行するかもしれません。農業の振興については難しい問題を抱えているのも事実です。けれども豊明市として、農業の振興への取り組みを一歩一歩着実に前進させてほしいと思います。

課題が難しいからといって逃げるのではなく、取り組んでもすぐに成果が出ないからといって逃げるのでもなく、やはり国の政策もあるでしょうが、豊明市として先見性を持って、私が今箇条書きのように言いましたことを認識していただいて、よろしくお願いいたします。それでは、具体的に聞いていきます。

市民菜園の拡大について。

現行の菜園として市が行っている菜園、それから農協が行っている菜園、それから菜園といっていいかわかりませんけれども、NPO法人環境研究所が試験農園として取り組んでおります。多くの方々が意欲的に参加実践されている姿も見受けることができます。

今後、団塊の世代が定年退職を迎えます。これは世間でもよく言われることですし、それぞれが何となくは理解していることだと思います。農耕に対して全くの未経験者、あるいは子どものころ、親と一緒に農耕に従事したという方、さまざまであろうと思いますが、定年退職された方で作物の栽培に取り組んでみたい、あるいは強い意欲を持ってやりたいというふうに思っている方も見えます。そういう方を私自身も個人的に数人知っています。

そこで、行政の役目としては、そういう需要を切り開く努力をしていただきたい。そして、利用者が菜園の取り組みを通して、利用者同士の交流、コミュニケーションの場、予防医学的な見地より健康増進の場として機能するであろうことを期待しています。これは棚からぼたもち式にやや過信して言っておりますけれども、本当にこういうふうになるように、行政としての手腕が問われます。医療費の減少につなげることができないかとの思いもあります。

この事業のよさは、利用者から行政に対して何かをしてほしい、何か箱ものをつくってほしいというように、積極的な作為を求めるものではなく、みずから参加し、共同の精神で行えるものであるということです。菜園拡大の施策とお考えを伺いたいと思います。

地産地消の拡大について。

子どもを対象にした視点での地産地消の拡大ということについては、給食指導ということで、私は先ほど申し上げましたけれども、もう少し広い視野で考えていただきたいということであります。

産直の農産物が供給されるようになり、生産者の方が見える、新鮮だ、安全だなどの理由により、消費者に喜ばれているのも、また一定の事実があります。この産直も始まってから十数年の年月が経ち、生産者の高齢化などが問題となっています。課題解決への行政の取り組みに期待いたします。

次、生ごみ堆肥化の現状と課題について伺います。

有機循環のまちづくり、そのための堆肥化は意義あることだと私自身も考えます。現状ではクリーンセンターでの生ごみの焼却代金分を相殺したとしても、コストの面での課題は残りますが、これからの取り組みによって真価が問われます。

この事業を進めていく上で、環境面では環境課、農業の活性化、振興という面では産業振興課というふうに所管がやや異なってしまうのではないかなという懸念を持っています。ごみ堆肥化の取り組みに対しては縦割り行政ではなくて、言葉は的確かどうかちょっとわかりませんけれども横割り行政、環境課と産業振興課が両輪として、この堆肥化の課題解決のため、また意義あらしめるために頑張っていただきたいというふうに要望させていただきます。

次、農業の担い手と農業生産法人の現状と今後の進め方。

ここの課題が私にとっても一番難しいところであります。正直いって私自身もわかりません。国の農政もややぶれているというふうに、私自身の知識ではそのように思います。

けれども、日本の農業の向かう道として、これを豊明市に少しおろして考えてみますと、認定農業者だとか、農業生産法人のように農業経営基盤が強化され、安定的な農業経営のできる方を中心に、集約的な農業が営まれていくという形になるのではないかなというふうに思います。

先ほども申しましたように、豊明市の農家は専業第一種の農家が少なく、どちらかというとサラリーマンとして働き、工場、商店で働き、農業はその次にやるというような第二種の農家が多いわけです。そういう中で農業従事者も高齢化している。非常に今後の進め方が難しいと思いますけれども、行政の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それから、これは私ども市民の問題ですが、市民参加の菜園で私どもが農作物の生産をする中で、ささやかではあるかもしれないけれども、農業を実践しているという意識を自分たちの心の中、生活の中に取り込んでいきたいなというふうに思います。

子どもたちは食育、なかんずく地産地消を通して、農業を自分たちの身近なものにしていくということで、農業を愛せるような子どもに育ってくれたらなというふうに思います。

私は生の言葉で言っておりますので、聞きづらいかもしれませんが、農業に対して市全体の方々がハード面、ソフト面から取り組み、少しでも豊明市の農政が前進することを願っ

てやみません。また、それは農業は第一産業として最も取り組みにくいけれども、重要であるということです。そのことを訴えて壇上からの質問を終わります。

No.111 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

野田教育部長。

No.112 **○教育部長（野田　誠君）**

それでは、杉浦議員のご質問の学校教育について、順次お答えさせていただきます。

まず、学校における食育の指導についてですが、これにつきましては関係教科、総合的な学習の時間、学級活動、給食の時間において実施されております。特に、今年度は大宮小学校が県から委嘱を受け、「食育発信校」として農園活動を中心とした先進的な取り組みをしております。

また、給食センター勤務の栄養職員が各学校へ出向き専門性を生かして、学級担任とともにティームティーチングによる栄養指導や食の指導に当たっております。

さらには、各学校との連携によるPTA試食会での指導や学校訪問給食での指導、そして親子チャレンジクッキングでの指導、児童給食委員会活動等による食についての学習活動などに取り組んでおります。

また、「給食だより」をすべての家庭に配布して、食習慣や栄養の取り方等ということについての啓発にも取り組んでいるところでございます。

続いて、学校給食での地産地消の取り組みについてですが、豊明市学校給食センターでは、昭和 62 年ごろから豊明産の白菜、柿や鶏卵を給食に取り入れ、また郷土料理なども献立に取り入れるなどして、地産地消に取り組んできております。

とりわけ、地産地消の推進が平成 15 年ごろより盛んになり、ミカン、大豆、切り干し大根も加えるなど、品目も増えてまいりました。

平成 19 年１月に地産地消のPRビデオを作製し各校に配布いたしました。また、毎月 19 日を「食育の日」とし、特に６月 19 日を「愛知を食べる学校給食の日」と定めているところでございます。

今後もJAや県給食会等とも連携をとり、地産地消をさらに推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、特別支援教育支援員の各学校への配置を求めるについてですが、現在、支援員４人を小中学校５校に配置させていただいております。配置増に向けて最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、学力・学習状況調査の結果の活用についてでございますが、全国学力・学習状況調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握分析し、教育の結果を検証し、改善を図ること、そして各教育委員会、学

校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育の結果を把握し、改善を図ることにあります。今回の結果を受けて、学力・学習状況の傾向や特徴を明らかにし、今後の学習や指導の改善事項を明確にして、学力向上の方策につないでいくことが活用であると考えております。

このほか、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校における教育条件の整備なども調査の対象としておりますので、日ごろの生活の見直しなどにも生かしていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.113 **〇議長（堀田勝司議員）**

山崎経済建設部長。

No.114 **〇経済建設部長（山崎　力君）**

農業の振興について数点、ご質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。

農地の遊休地を活用した市民菜園の拡大についてということでございますが、現在、市民菜園につきましては、6カ所、149 区画の約 5,400 平方メートルほどでございますが、149 カ所を開設しております。この市民菜園につきましては今後とも推進をしていきたい。

先ほど、議員もおっしゃったように団塊の世代、高齢者の方々の要望等にこたえながら、ましてや生ごみの堆肥ですね、そういったものも使っていただくようにということで、推進をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の地産地消の拡大についてでございますが、朝取りで新鮮でおいしい安心安全な農作物を提供する施設は産直所でありますが、現在JAあいち尾東の豊明支店及び西部支店で開設をしておりますが、今後もJAあいち尾東と協力しながら拡大を図っていきたいというふうに考えております。

それから、3番目の生ごみ堆肥化の現状と課題ということですが、これはまた後ほど市民部の方からお話があると思いますが、先ほど壇上で議員から縦割りじゃなくて、横のつながりも持って生ごみの堆肥化、有機循環農業を進めるべきであろうというようなご質問をいただきました。このことにつきましても、私ども産業振興課の方も機会をとらえまして、そういった有機循環農業に取り組んでいただきたいというようなことは、啓発をさせていただいておりますので、今後ともそういったものは啓発をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、農業の後継者をどのように育成していくかということでございますが、これは豊明市だけじゃなくて、全国的に農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。それはもちろん、今おっしゃられますように農業者の高齢化、担い手の問題で非常に大きい問題がございます。

そういったことで国の方向としては、やっぱり集団化、集約化ということが、大きな方向であろうというふうには考えておりますが、ただ豊明市が今取り組んでいることにつきましては、JAあいちの方でございますが、今年度から団塊世代を対象にした農業セミナー等も開設をしております。

それから、安定的な農業経営を目指し、担い手の育成、確保に向けた取り組みとして、これは「JAあいち尾東担い手育成総合支援協議会」というものが、この８月でございますが、設立をされました。これはJAあいち尾東管内の我々農業関係の方も含んで、こういった協議会を設立しております。

これは今後、先ほど申し上げましたように国の方針だとか、県の方針等とも含めて、担い手を支援していこうという協議会でございます。これはまだ立ち上がったばかりですので、今具体的にどういったことをしているかということは、まだこれからの問題というふうに考えております。

農業生産法人につきましては、日進地区で設立をされました。来年度、豊明地区にも拡大をする予定だというふうに今JAの方から聞いております。したがって、こういったことも広がりを見せてくるというふうに考えております。

終わります。

No.115 **○議長（堀田勝司議員）**

後藤市民部長。

No.116 **○市民部長（後藤　学君）**

農業振興についてのご質問のうち、生ごみ堆肥化の現状と課題についてお答えをいたします。

ご承知のように昨年４月、沓掛堆肥センターが完成し、生ごみ堆肥の製造が本格的に始まりました。この事業は有機循環推進事業として平成 18 年度から 20 年度までの３年間かけて、軌道に乗せる計画で進めておりまして、単に生ごみをリサイクルして、ごみを減量するだけではなく、荒廃しつつある農業の再生や定年退職者の野菜づくりを通した健康、あるいは生きがい対策、さらには障害者の雇用の場づくりなど、さまざまな行政効果を目的として行うもので、現在推進計画に沿って着々と進められております。

その状況をご説明したいと思いますが、まず生ごみ収集区域の拡大であります。当初の 1,800 世帯に対し、この２月には二村台３丁目地区の 700 世帯を加え、さらに現在説明会を盛んに進めておりますが、この 10 月からは前後、坂部、ゆたか台の３地区の 2,500 世帯を加えまして 5,000 世帯といたします。そして来年 10 月には、目標の 8,000 世帯に到達する見込みであります。

なお、この収集作業の一部には、知的障害者への雇用の場を確保するという目的で、授産施設でありますメイツに収集をお願いしております。

次に、生産された生ごみの堆肥でありますが、この７月から「とよあけエコ堆肥」という商品名で有料販売を始めました。現在までに1,500袋が売れまして、大変人気がありまして、ほぼ完売状態ということであります。今後、収集区域の拡大に従って、ごみの量が増えてまいりますので、大口利用の農家へのPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

一方、この堆肥の有効性を市民の方に体験していただく試験農場も、山田地区に5,000平米規模、これは市民農園としては大変大きな規模でありますが、5,000平米規模のものをNPOとの共同で開設し、既に利用者の方が野菜づくりを始めようとしておられます。初めての方には地元農家の方の指導が行われ、またもう間もなくでありますが、農業講座なども開催される予定であります。

このように順調に進んでおりますが、今後の課題はこの堆肥で生産された新鮮で安全な野菜をどう差別化し、市民の食卓に届けるシステムをつくっていくかという点、これが１点であります。それから、先ほどご指摘がありましたように、事業コストをどう下げるかという点、この２点であろうかというふうに思っております。

現在、関係各機関とも協議をし、環境課においてもいろいろとアイデアを出して研究しておりますので、計画期間内、来年度までには必ず達成できるというふうに確信をしておりますので、いましばらくご猶予をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

No.117 **○議長（堀田勝司議員）**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.118 **○4番（杉浦光男議員）**

今、生ごみの回答を一番最後にしていただきましたので、そこでもうちょっとお聞きしたいのですけれども、総務省が平成19年度よりスタートさせた「頑張る地方応援プログラム」を申請したということが、広報の中のこういうもので見たんですけれども、そのものはどういうものか聞きたいのですけれども、どなたに聞けばいいか、ちょっとわかりませんけれども、総務省が平成19年度からスタートさせた「頑張る地方応援プログラム」を申請したということですので、これはどういうことかということを聞きたいのですが、どなたに聞いていいかわかりませんが、よろしくお願いします。

No.119 **○議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

山本総務部長。

No.120 **〇総務部長（山本末富君）**

「頑張る地方応援プログラム」でございますが、地方公共団体で特色あるものを行った場合、その地方を応援するために特別交付税で見るというものでございます。

本市も、この有機循環事業を申請しておりますが、財政力指数によって差がつくわけでございまして、本年度、まず応募金額の最高限度が 3,000 万円ですので、3,000 万円の申請をいたしましたが、財政力指数が 1.0 以上の場合は 0.5 になりますので、上限が 1,500 万円というふうになります。

それから、交付税の財政力指数が 0.8 から 1.0 は 0.75、それから 0.8 未満は 1.0、3,000 万円が丸々もらえるというふうに、財政力指数によっても差がつきます。

以上でございます。

No.121 **〇議長（堀田勝司議員）**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.122 **〇4番（杉浦光男議員）**

今度は教育の問題、食育の方にいきます。

栄養教諭の設置というようなことについては、どのようにお考えというか、設置はできるのかどうかということを聞きたいわけです。

先ほど栄養職員、県職４人の方にいろいろやっていただいて、豊明市の子どもたちのために働いているということを聞きましたが、栄養教諭の設置ということが国の方の一つの方針といいますか、それで出てきているのではないか。あるいは、国のお金なり、そういうものでやられるということを聞いておりますが、そういうことについての答弁を、質問がちょっと抽象的で申しわけありませんが、よろしくお願いします。

No.123 **〇議長（堀田勝司議員）**

答弁を願います。

青木教育長。

No.124 **〇教育長（青木三芳君）**

栄養教諭でございますが、議員もご存じのように県費負担教職員ということでございますので、任命権者は県、県の方で配置をしていく。順次、県は拡大していきたいというような方針は持っているようですが、18 年度、19 年度と栄養教諭が愛知県内で 10 名、去年 10

名、そして増えずに 19 年度も 10 名の栄養教諭が配置されているところであります。

本市には4名の学校栄養職員、2つの調理場に2人ずつ、これも県費負担職員でありますが、配置されておりますが、それぞれの4名の学校栄養職員は、研修等で既に栄養教諭の免許を受ける準備が整いましたので、いつあったとしても栄養教諭として切りかえていくということは可能でありますが、先ほど申し上げましたように、県費負担教職員でありますので、もし1市で単独でということになりますと、これは市の職員として、市の人間として、この栄養教諭を単独で置くということになってまいりますので、県の準則をぜひけっ飛ばしてでもいいですから、押していきたいなと思っているところであります。

以上です。

No.125 **○議長(堀田勝司議員)**

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.126 **○4番(杉浦光男議員)**

今お聞きしまして、その点についてはよくわかりました。本市の栄養職員の方4人は県職で、栄養士という職員で県職なんですが、栄養教諭としての資格というのですか、もう中身としては栄養教諭と一緒というふうに私は理解をしました。教諭としての任用については、これは県ですので、県費でやるということでなかったら、今のようなふうに理解せざるを得ないというふうにわかりました。

そして、そのことはわかったということで、私が自分でわかったことをつけ加えさせていただいたということですが、それと今度、そのことでもう一つ違うことをお聞きします。

市の中で食育推進会議というか、食育にかかわる会議ですね。各学校から代表が1人ずつ出てくるとか、あるいは民間人を入れるとか、あるいは役所の人を入れるとかいう、食育についての会議的なものはございますか。

No.127 **○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

青木教育長。

No.128 **○教育長(青木三芳君)**

食育に特定をした会議等は持っておりませんが、この食育、学校給食等の中心を担っておりますのは、給食センター等が中心となっておりますので、学校給食センター運営会議、これには各学校、それから保護者の方、それから栄養面で薬剤師の方、それから衛生管理というようなことで保健所の方、そういった方を構成員として、その会等でもってそういった面の協議等もしているところであります。

No.129 〇議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.130 〇4番（杉浦光男議員）

今度は教育問題ではなくて、地産地消の方で農業振興の方にいきます。

地産地消ということで、私は給食、教育問題の方と産業振興の両方で出しましたので、それをダブらせて見ますと、ちょっとイメージがつかめてきました。子どもに出るものは、具体的に柿だとか卵だとか、切り干し大根ということも言われました。豊明市でとれるものというとミカン、そういうもので何となく産直のような形で、豊明市のものをさっと食べさせるということは理解できました。

しかし、学校給食の中心というのですか、主食である米については、地産地消という視点からすると、どういうふうになっているのかなと思いまして、お聞きしたいと思います。

No.131 〇議長（堀田勝司議員）

答弁を願います。

野田教育部長。

No.132 〇教育部長（野田　誠君）

米の流れについてですが、新米につきましては、JAあいち尾東農協から愛知県の経済連が豊明産を購入いたしまして、給食センターへ配送いたします。それ以外につきましては安城産の米です。給食で使用する米は 100%、愛知県産です。

以上です。

No.133 〇議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.134 〇4番（杉浦光男議員）

それで今、細かいことをちょっとお聞きするのですが、その米ですけれども、例えば豊明産が尾東農協へ行く。それからまた次の段階に行くわけですね。それで豊明で使うと、その米をバックしてくるわけですね。そうすると、そこではやっぱり豊明の米がそのままバックできるということはないわけです。

ちょっと細かい質問で答えにくいかもしれませんが、愛知県産と今言われましたので、豊

明の米が一つプールされてしまって、安定的に供給するためには、どこか仕切るところがなければいけませんので、その仕切るところに米が集まってきて、その集まった米が豊明の子どもたちの給食として戻ってくる。そうすると、豊明から行った米が戻ってくるのではなくて、よそからの米も戻ってくる可能性がある。だから、米については豊明の米を食べさせるということは、今の仕組みの中では、そういう場合もあるけれども、ない場合もあるよということで、いいですかという質問ですが。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

青木教育長。

No.136 ○教育長(青木三芳君)

いえ、違います。豊明産米の米を子どもたちは給食で食べます。

これは各市町村に該当する農協の方から米が回りますが、その調整役をしているのが県の学校給食会です。ですから、豊明産米の米が子どもたちの口まで届いております。もちろん、需要と供給のバランス等がありますので、豊明産米で通年通じてやっぱり補えないことがありますので、ですからそうなってきますと、残りは例えば安城の方のお米を食べるということになります。

例えば、昨年で見ていきますと、11、12、1、2、3、4、5月ぐらいまでの7カ月間ぐらいは、豊明産米の新米を子どもたちは食べているということであります。

以上です。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.138 ○4番(杉浦光男議員)

あっちへ行ったりこっちへ行ったりするので、私もちょっと恐縮しておりますけれども、菜園、農園のことについてもう一度お聞きします。

前向きに取り組んでいただけるということで、私自身としてはうれしく思っております。私の提案に沿った形でこたえていただきまして、大変うれしく思っておりますが、現在運営されているのは、先ほどお聞きしますと相当な区画で、市の方が149区画で5,000平米ぐらいですので、1区画30ぐらいの区画が149ある。それから、私は農協の方で聞きましたら、農協は247区画あるということで、かなりの区画があって、そこでかなりの人が菜園活動に参加しているということです。

いい方ばかり言っているのですが、そこでの問題点とか、菜園を今運営している、菜園を実際に実践している場合の問題点というのがございましたら、排除していかないといけま

せんので、取り除いていかないといけませんので、そういう問題点があったら教えていただけるといいし、行政の方もその排除のために頑張っていただきたいと思います。

No.139 ○議長（堀田勝司議員）

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.140 ○経済建設部長（山崎　力君）

市民菜園の方につきましては、今年度も一部、阿野地区の方で開設をしましたが、空きを待っているというような状況で、非常に需要がたくさんあります。

したがって、先ほど申し上げましたように、できることであればそういった推進、いわゆる増設を図っていきたいというふうに考えておりますが、一つ問題ということは、やっぱり水の問題がございます。どうしてもそういった野菜等は水が要る。先ほど議員もおっしゃいましたように、JAがやっている方もありますので、一部においては水道を引かれているところもあるようですが、大半はそういった水道が引かれているという状況ではございませんので、近くの水路なり、それからまたポリタンクで自宅から持ってみえるというような状況がありますので、そういったことを何とかならないかというようなお話は聞くことがありますが、そのほかについては現時点ではさほど大きな問題となるようなことはお聞きしておりません。

終わります。

No.141 ○議長（堀田勝司議員）

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.142 ○4番（杉浦光男議員）

ありがとうございました。

細かいことを聞きましたが、私はやっぱり農業の問題については非常に難しいと。難しいけれども、私が壇上の方から申しましたように、一般市民としても菜園とか、そういう形でなら携わっていけるし、そのことによって農業についての理解も深まっていくし、子どもたちも自分たちの住んでいる豊明市を農業を通して愛せるようになれば、本当に最高です。そういうことで、私たちが少しずつ農業の問題に対して目を見開いていくことが本当に重要であると思います。

課題が難しければ難しいほどアタックしていく。特に、豊明の役所でそういう仕事に携わる方、経済産業課あるいは民生課には本当に頑張っていただいて、豊明市が自然豊かな田園を残しながら、名古屋市のベットタウンというか住宅地として、ますます住みよいまちになりますように、また住んでよかったまちになりますように、農業を通して頑張っていただ

きたい。私はきょうは農業ということで質問をしましたので、その視点から申し上げておりますが、よろしくお願いいたします。
　これで、私の質問をすべて終わります。

No.143 **○議長（堀田勝司議員）**

　これにて、4番　杉浦光男議員の一般質問を終わります。
　以上で本日の日程は終了いたしました。
　明9月6日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。
　これにて、本日は散会いたします。
　長時間ご苦労さまでした。

午後3時散会

copyright(c) Toyoake City.